

指定居宅介護支援事業者の指定の取消しについて

平成 28 年 4 月 28 日

寝屋川市は、介護保険法及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、下記の指定居宅介護支援事業者の指定を取消しましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 有限会社スターライトコーポレーション
- (2) 代表者 代表取締役 山本 一美
- (3) 所在地 寝屋川市豊野町 13 番 23 号

2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 介護支援ステーションスターズ
- (2) 所在地 寝屋川市豊野町 14 番 5 号
- (3) サービスの種類 居宅介護支援事業
- (4) 指定年月日 平成 15 年 12 月 1 日

3 指定取消の理由

- (1) 対象事業所を利用する被保険者のうち 21 人について、以下のうちいずれか、若しくは複数の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準の違反があった。

なお、違反のあった期間については、平成 19 年 3 月から平成 28 年 1 月 20 日までのうち、当該利用者に係る期間とする。

ア 被保険者について、居宅を訪問し、面接するなどして、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しておらず、記録を作成していないこと。

イ 被保険者について居宅サービス計画の実施状況を把握しておらず、記録を作成していないこと。

ウ 居宅サービス計画の未作成

(介護保険法第 84 条第 1 項第 3 号)

(2) 以下の不正な請求があった。

ア 対象事業所を利用する被保険者のうち 21 人について、運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算することなく請求した。

イ 運営基準減算に該当する場合、特定事業所加算の要件を満たさないにもかかわらず、当該加算を行って請求した。

(介護保険法第 84 条第 1 項第 6 号)

(3) 大阪府が平成 24 年 2 月 14 日に実施した監査において、運営基準減算に係る指導が行われ、当該指導事項に対して改善する旨を報告していたが、実際には改善を行わないという居宅サービス等に関し著しく不当な行為をした。

(介護保険法第 84 条第 1 項第 11 号)

4 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた居宅介護サービス計画費（特定事業所加算を含む。）について 11,527,727 円を返還させる。

※ 上記 4 についての所管は、高齢介護室になります。

〒572-8533

寝屋川市池田西町 28 番 22 号

寝屋川市 福祉部 福祉総務課

電話：072-838-0171